

別添1

## 自動車事故報告規則第2条に該当する事故

### 事業年度

前年度：令和5年1月1日～令和5年12月31日まで

今年度：令和6年1月1日～令和6年12月31日まで

第1項～15項 (内容省略あり)	前年度実績	今年度目標
(1)自動車が転覆し、火災(積載物の火災も含む)を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件	0件
(2)10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件	0件
(3)死者又は重傷者を生じたもの	0件	0件
(4)10名以上の負傷者を生じたもの	0件	0件
(5)(6)に該当するもの	0件	0件
(7)操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害が生じたもの	0件	0件
(8)酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件	0件
(9)運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件	0件
(10)救護義務違反があったもの	0件	0件
(11)自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件	0件
(12)車輪の脱落を生じたもの	0件	0件
(13)橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件	0件
(14)高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件	0件
(15)前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件	0件

令和6年1月6日